



■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

－年末調整・確定申告まで大切に保管してください－

国民年金保険料(以下、保険料)を納付した国民年金被保険者宛てに、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下、証明書)が下記のスケジュールで送付されます。届いたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

証明書に記載されていない分は、納付した時の領収証書などで補完できます。

なお、証明書はe-Taxで利用できる電子版も交付しています(要事前登録)。郵送より早く受け取ることができ、簡単に確定申告できるので、電子版を推奨していま

す。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができ、郵送されなくなります。

対象者	送付方法	送付時期
令和7年1月1日から同年9月30日までの間に保険料を納付した人	電子送付	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和7年10月1日から同年12月31日までの間に保険料を納付した人(上記の対象者除く)	電子送付	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬



※家族の保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送付された控除証明書を添付し、申告してください

社会保険料
控除証明書

※証明書の照会は、はがきに記載されている電話番号または年金事務所にお問い合わせください

■ 11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は厚生労働省と協力し、毎年11月を「ねんきん月間」として、国民の皆さんに公的年金制度に理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日は、自分の年金

記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計について考える「年金の日」です。この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」のご利用を始めませんか。ねんきん

ネットの利用登録やねんきん月間の取り組みについては、日本年金機構HPをご確認ください。



一般介護予防教室「エアロビ教室」

エアロビクスは、ダンスをしながらエクササイズする有酸素運動です。ストレッチや筋力トレーニングの要素もあるので、脂肪燃焼だけでなく、心肺機能の向上・スタミナアップも期待できます。音楽に合わせて楽しく運動することで、心身ともにリフレッシュしましょう。ぜひご参加ください。

☎12月2・9・16日(各日火曜)

🕒午前10時～11時30分

📍☎基幹集落センター1階

講師 エアロビクスインストラクター、箱田 厚子先生

📌65歳以上の市民(※全日参加できる人優先。安中市保健センターで実施の「エアロビ教室」参加者は除く)

📌無料

📌📌ヨガマットかバスタオル、汗拭き用タオル、飲み物(※動きやすい服装でご参加ください)

📌先着15人

申込開始 11月10日(月)午前9時～(※申し込みは本人か家族限定)

☎・問困高齢者支援課地域包括支援センター(☎内線1193)